平成２７年（フ）第３６５９号
静岡県藤枝市大東町32―10、開始決定時の住所静岡県藤枝市高柳３丁目27―６―２
破産者　浅野　武司
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６６０号
静岡県島田市船木252―20
破産者　浅野　優子（旧姓小林）
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５７９号
東京都小平市小川町１丁目111―４―203
破産者　塩島　基行
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６６３号
東京都葛飾区柴又５丁目26―８　ベルフリー89　305
破産者　今野　千秋
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６７４号
東京都江戸川区江戸川５丁目７―11
破産者　長澤　政亮
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７４７号
神奈川県大和市福田４丁目17―18　第二白梅荘101
破産者　清藤　善仁
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７６０号
東京都羽村市小作台２丁目11―２　メゾンドール本間Ｃ―301
破産者　山崎　忠則
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７９６号
東京都豊島区巣鴨１丁目６―11―505
破産者　工藤　　均
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８２２号
埼玉県さいたま市桜区南元宿１丁目７―12―101
破産者　杉本　直隆
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８５８号
東京都八王子市石川町2684―１―106、開始決定時の住所東京都八王子市南大沢５丁目16―５―406
破産者　古謝　聡史
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８６３号
埼玉県熊谷市上之1774―13
破産者　青柳　健司
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８７９号
東京都北区神谷１丁目２―３―903
破産者　神　　悦子（旧姓田丸）
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８９２号
東京都大田区南雪谷４丁目17―１―203
破産者　渋木　　薫
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１号
山形県鶴岡市朝暘町５番８号
破産者　合同会社椿
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第４０４号
千葉県野田市尾崎263番地の20
破産者　星野　光惠
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第７４号
千葉県柏市松葉町７丁目28番地16
破産者　吉田　竜司
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１３５号
千葉県野田市山崎2070―７テラスファミールＢ２、住民票上の住所千葉県野田市尾崎台45番地の５　（クレストコート尾崎Ｂ棟202）
破産者　高山　拓哉
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１４１号
千葉県松戸市常盤平３丁目24番地の１　常盤平公団住宅３街区５棟306号
破産者　長谷川康策
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８号
千葉県銚子市桜井町286番地の１
破産者　内田　雅典
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１９号
千葉県銚子市桜井町286番地１
破産者　株式会社ＳＳＴ
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２３２３号
東京都中央区新川２丁目12―11―802
破産者　中村　明子
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部